

議案第四十号

三朝町中小企業融資基金設置並に管理条例の廃止について

次のとおり三朝町中小企業融資基金設置並に管理条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年三月十五日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十四年三月十五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町中小企業融資基金設置並 管理条例を廃止する条例

三朝町中小企業融資基金設置並 管理条例（昭和三十七年三朝町条例第十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。